

第 6 5 号議案

東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

東大和市市民農園条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 東大和ファーマーズセンター

位 置 東大和市立野1丁目9番地の2

第8条第1項中「別表第2に定める使用料」を「使用料として30平方メートル当たり月額3,000円」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。